

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

国は、長引く少子化傾向への対策として、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を成立させ、平成17年度から全国の市区町村において「次世代育成支援対策行動計画」に基づく子育て支援対策が進められてきました。本市においては、これまで進めてきた子育て支援計画である「郡山市エンゼルプラン」の後継計画として、「郡山市第二次エンゼルプラン」（前期計画5年、後期計画5年）を策定し、子ども及び子育て家庭の支援に努めてきました。

この間、平成17年に全国の合計特殊出生率が1.26まで下がったものの、その後は緩やかな上昇に転じ、平成24年には1.41まで回復しました。

本市においても、合計特殊出生率は平成17年の1.40以降、回復傾向にあり、平成23年には1.49となりました。しかし、東日本大震災発生直後の平成24年には1.39まで低下しました。

また、これまで長期的な課題となっている地域経済の低迷をはじめ、共働き家庭の増加による子どもの受け皿となる保育所の不足、児童虐待の発生などに加え、東日本大震災による子どもの生活環境の変化による子どもやその保護者、家族の心身への影響など、課題が上積みされる状況となっています。

このような状況の中、平成24年には「子ども・子育て支援法」が成立し、これまでの児童福祉を中心とした子育て支援だけでなく、幼稚園や保育所、認定こども園、さらには地域の子育て支援サービスを含めた子育て支援サービスの供給の充実をめざした事業計画の策定がスタートしました。

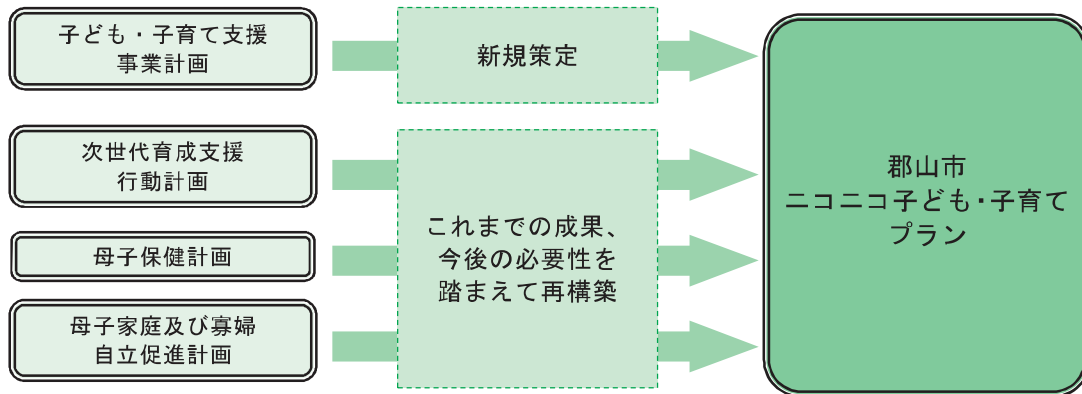
本市においては、サービスの供給を重視するとともに、これまで進めてきた各種事業、社会情勢の変化による事業のあり方、新規事業等の検討を含めて、地域に根差した子育て支援対策を一体的に推進するための「郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」を策定することとしました。

これにより、郡山市で生まれ育つ一人ひとりの子どもが、家族や地域社会の中で、明るく健康的に成長できるまち、将来に向けて歩み続けていけるまちの実現を目指します。

第2節 本計画の法的根拠、位置づけ

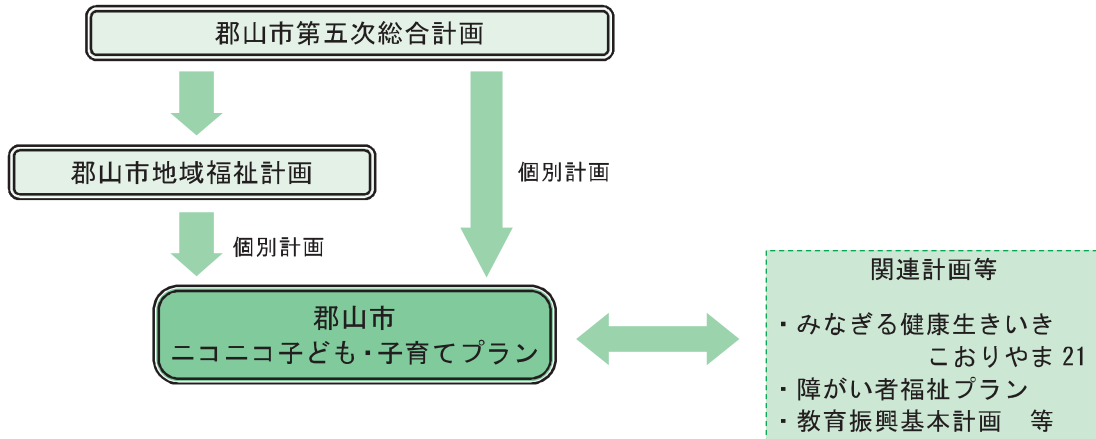
1 本計画の法的根拠

- 本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項において策定が義務づけられている「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。
- さらに広範囲な子育て支援のため、改正次世代育成支援対策推進法第8条において、市町村の努力義務として規定されている「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を含みます。
- 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援のため、「すこやか親子21（第2次）」で示された課題や指標を基本とし、厚生労働省通知において策定することとされている「母子保健計画」を含みます。
- ひとり親家庭の生活の安定と向上を目的とした母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定されている「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を含みます。



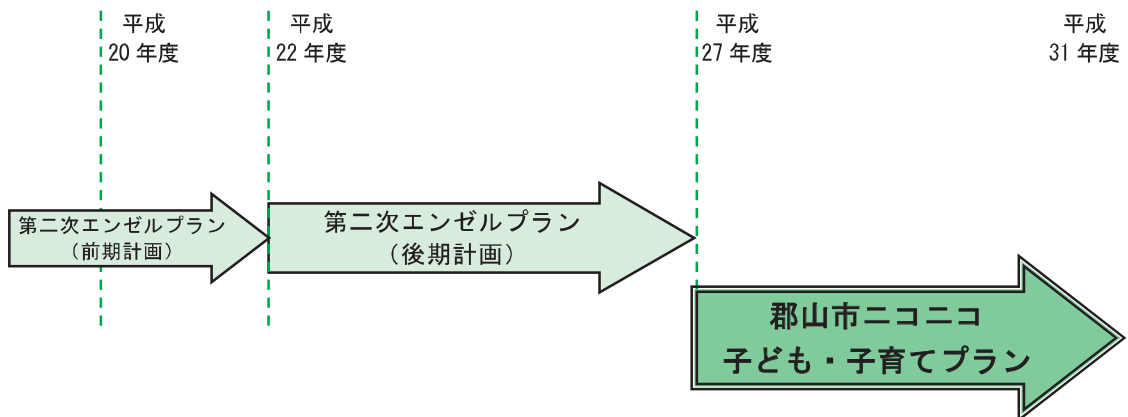
2 本計画の位置づけ

- 本計画は、郡山市第五次総合計画に位置づけられた子育て支援施策を推進するための個別計画であると同時に、保健福祉分野の理念計画である郡山市地域福祉計画の個別計画として位置づけられています。
- 本計画は、子ども・子育て支援に関する施策の基本的方向を示すものであり、住民をはじめ、幼稚園、保育所等、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちと子育て家庭の支援に取り組むための指針となるものです。



第3節 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。



第4節 計画の対象

本計画は、全ての子どもとその家族、妊婦及び妊娠を希望する人、それらを支援する個人、団体、事業主及び行政等を対象とします。

また、本計画において、「子ども」とは特別な説明がない限り、0歳児から小学6年生までを指すものとしします。